

砺波地域 循環型社会形成推進地域計画 (第2次)

砺波広域圏事務組合
砺波市
南砺市

令和3年10月31日

令和3年10月

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	6
(4) 生活排水処理の目標	8
3. 施策の内容	11
(1) 発生抑制、再使用、再資源化の推進	11
(2) 処理体制	15
(3) 処理施設の整備	19
(4) 施設整備に関する計画支援事業	19
(5) その他の施策	20
4. 計画のフォローアップと事後評価	20
(1) 計画のフォローアップ	20
(2) 事後評価及び計画の見直し	20

添付書類

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市名※：砺波市、南砺市

面積：795.67 km²

人口：97,110 人（令和3年3月31日現在、外国人人口を含む）

表1 対象地域の内訳

市名	砺波市	南砺市	計
面積 (km ²)	127.03	668.64	795.67
人口 (人)	47,875	49,235	97,110

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

砺波広域圏（以下「砺波地域」という。）は、富山県の南西部に位置し、砺波市と南砺市の2つの市で構成されている。

砺波地域における一般廃棄物処理に関する事務は、砺波市、南砺市及び砺波広域圏事務組合（以下「本組合」という。）が担当している。

本組合では、平成25年度に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、基本理念を『環境に配慮した循環型社会の構築』と定め、市民・事業者・行政が協働して基本方針（①発生回避・発生抑制・再使用、②分別・再生利用、③適正処理・処分、④体制・仕組みづくり）に基づく各種施策に取り組んでいる。

一般廃棄物の処理については、本組合が所管する「クリーンセンターとなみ」と「南砺リサイクルセンター」の2施設それぞれで管理※している。

クリーンセンターとなみのごみ焼却施設は、経年劣化から処理能力を回復させることと二酸化炭素排出量削減を目的として、令和元年度から令和3年度にかけて基幹的設備改良工事を行っている。

南砺リサイクルセンターの旧ごみ固形燃料化プラントの一部は、管内の燃えるごみの積込み中継施設として利用している。

以上のように燃えるごみの処理については広域化システムを構築しつつあるが、燃えるごみの処理残渣や燃えないごみ等の処理による不燃残渣を埋立処分する最終処分

※ 砺波市と南砺市は、いずれも平成16年11月に市町村合併で誕生しているが、処理対象地域は合併以前の地域を踏襲している（添付図1（P.資料-1）参照）。

クリーンセンターとなみ管内：砺波市及び南砺市の一部（井波地域、福野地域、利賀地域）

南砺リサイクルセンター管内：南砺市の一部（福光地域、城端地域、井口地域、平地域、上平地域）

場は現在「クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場」だけであり残容容量が逼迫している。

このようなことから、新たな最終処分場を整備し、一般廃棄物の最終処分についても広域化システムを構築することを目指す。

また、生活排水の処理については、下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない地域において浄化槽の整備を進める。

なお、資源ごみ及び燃えないごみ等については、「クリーンセンターとなみ」及び「南砺リサイクルセンター」それぞれの設備で処理や保管を行っている。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

域内の焼却施設について、昭和40年代には3施設を運営していたが、昭和49年の1市4町5村による広域圏組織の発足以来検討を進めた結果、現在ではクリーンセンターとなみ1施設に集約化している。

南砺リサイクルセンター蔵原最終処分場は埋立を終了し、埋立処分場についてはクリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場のみとなっている。しかしながら、令和7年度に埋立満了となる見込みであることから、新最終処分場(仮称)を整備することとした。

更なる広域化・施設の集約化については、平成31年3月29日付け通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」に基づき、県から広域化の検討依頼があった場合には、必要に応じて検討を行うものとする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図1のとおりである。

総ごみ排出量は、集団回収量も含め28,717トンであり、再生利用される総資源化量は4,619トンで、リサイクル率は16%である。

中間処理による減量化量は20,228トンであり、集団回収量を除いた排出量の74%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の14%にあたる3,870トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は23,358トンである。焼却施設では、給湯の場内利用を行っており、さらに、冬期間(11月～3月)に熱利用システムによる暖房を行っている。

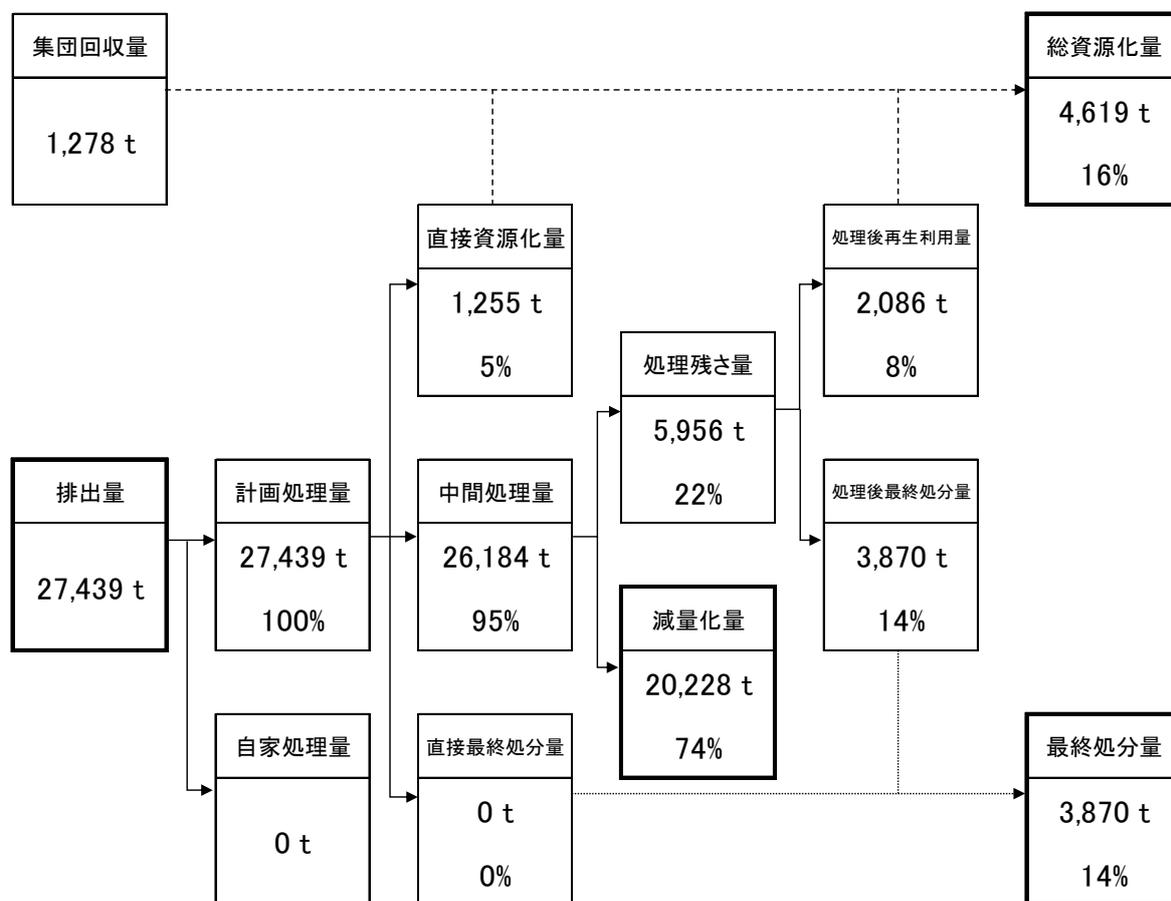


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和2年度）

備考）四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(2) 生活排水の処理の現状

① 砺波市

砺波市における令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿及び浄化槽汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で47,875人であり、汚水衛生処理人口は41,235人、汚水衛生処理率は86.1%である。

し尿排出量は1,530k1/年、浄化槽汚泥排出量は6,560k1/年であり、処分量(=収集・運搬量)は合わせて8,090k1/年である。

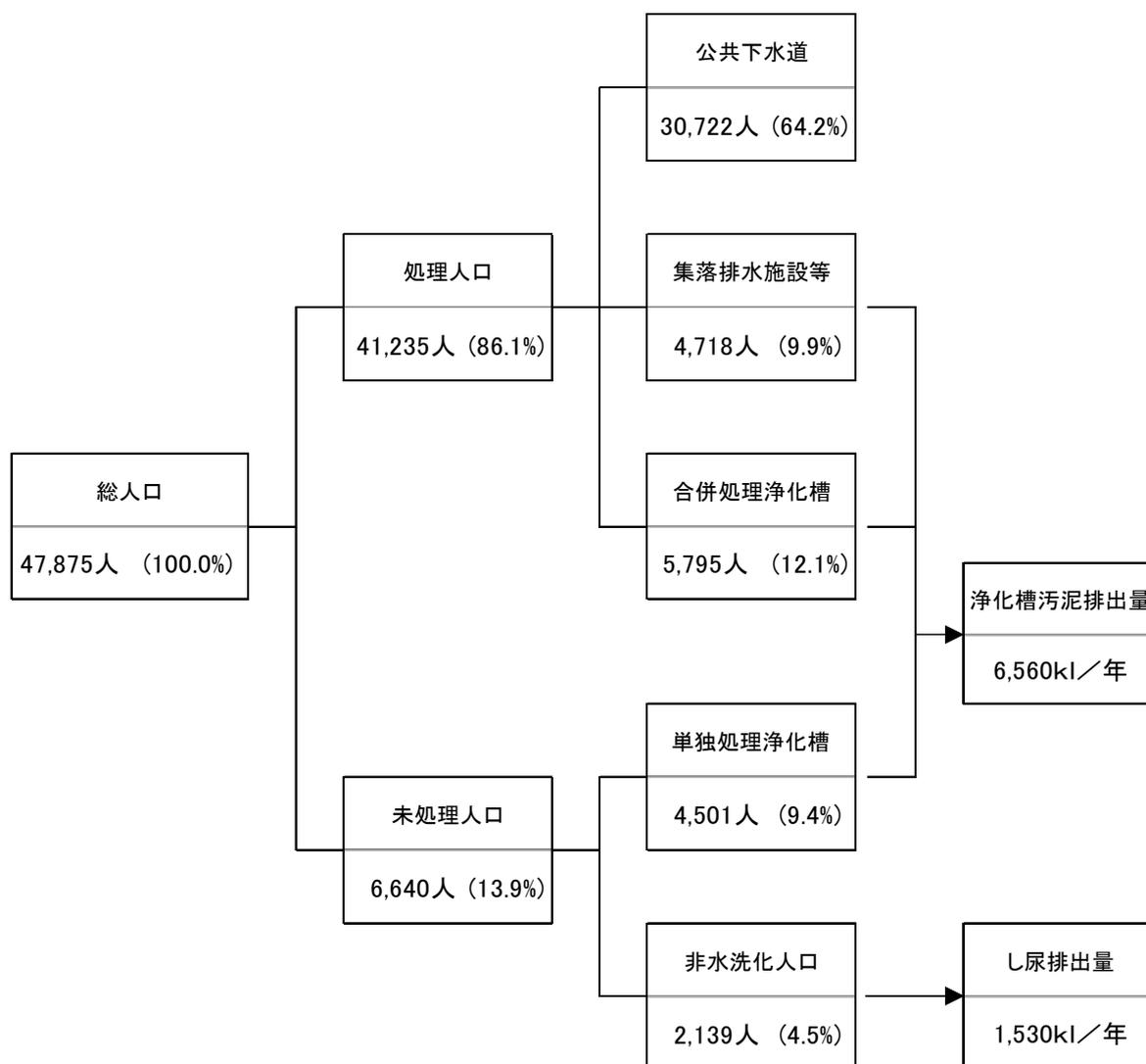


図2 砺波市における生活排水の処理状況フロー(令和2年度)

備考) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

②南砺市

南砺市における令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿及び浄化槽汚泥等の排出量は図3のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で49,235人であり、汚水衛生処理人口は45,912人、汚水衛生処理率は93.3%である。

し尿排出量は1,030kl/年、浄化槽汚泥排出量は1,904kl/年であり、処分量(=収集・運搬量)は合わせて2,934kl/年である。

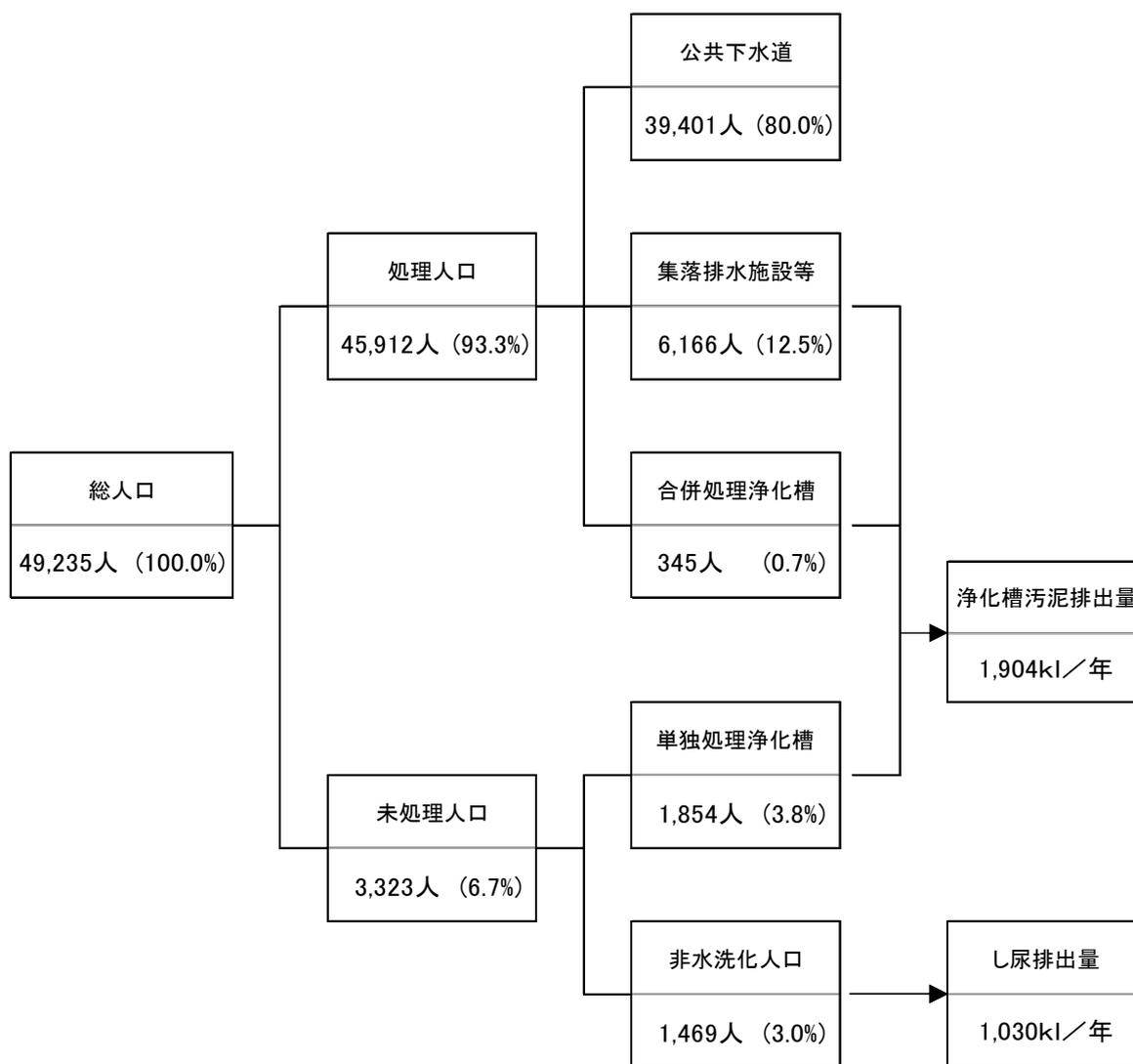


図3 南砺市における生活排水の処理状況フロー(令和2年度)

備考) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標	年	現状 (割合※ ¹)	目標 (割合※ ¹)
		【令和2年度】	【令和9年度】 [R2比※ ¹]
排出量 (集団回収除く)	事業系 総排出量	6,474 トン	6,350 トン [-1.9%]
	1事業所当たりの※ ² 排出量	1.15 トン/事業所	1.14 トン/事業所 [-0.9%]
	生活系 総排出量	20,965 トン	17,097 トン [-18.4%]
	1人当たりの※ ³ 排出量	202.97 kg/人	161.49 kg/人 [-20.4%]
	合計 (事業系・生活系 排出量合計)	27,439 トン	23,447 トン [-14.5%]
再生利用量	直接資源化量	1,255 トン (5%)	2,231 トン (10%)
	総資源化量 (集団回収を含む)	4,619 トン (16%)	5,055 トン (20%)
エネルギー 回収量	エネルギー回収量※ ⁴ (年間の余熱利用量)	1,278 GJ	1,278 GJ
中間処理 による 減量化量	減量化量 (中間処理前後の差)	20,228 トン (74%)	17,056 トン (73%)
最終処分量	埋立最終処分量	3,870 トン (14%)	3,158 トン (13%)
集団回収量		1,278 トン	1,822 トン

※¹ 排出量の [] 値は現状[R2]に対する割合を、その他の () 値は排出量合計に対する割合
(ただし、総資源化量は排出量合計+集団回収量に対する割合)

※² 1事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※³ 1人当たりの排出量 = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※⁴ エネルギー回収量 (年間の余熱利用量) は、発電以外の温水利用 (給湯、暖房) 分

備考) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

令和9年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図4のとおりである。

総ごみ排出量は、集団回収量も含め25,269トンであり、再生利用される総資源化量は5,055トンで、リサイクル率は20%である。

中間処理による減量化量は17,056トンであり、集団回収量を除いた排出量の73%を減量化する。また、集団回収量を除いた排出量の13%にあたる3,158トンを埋め立てる。

なお、中間処理量のうち焼却量は19,695トンである。

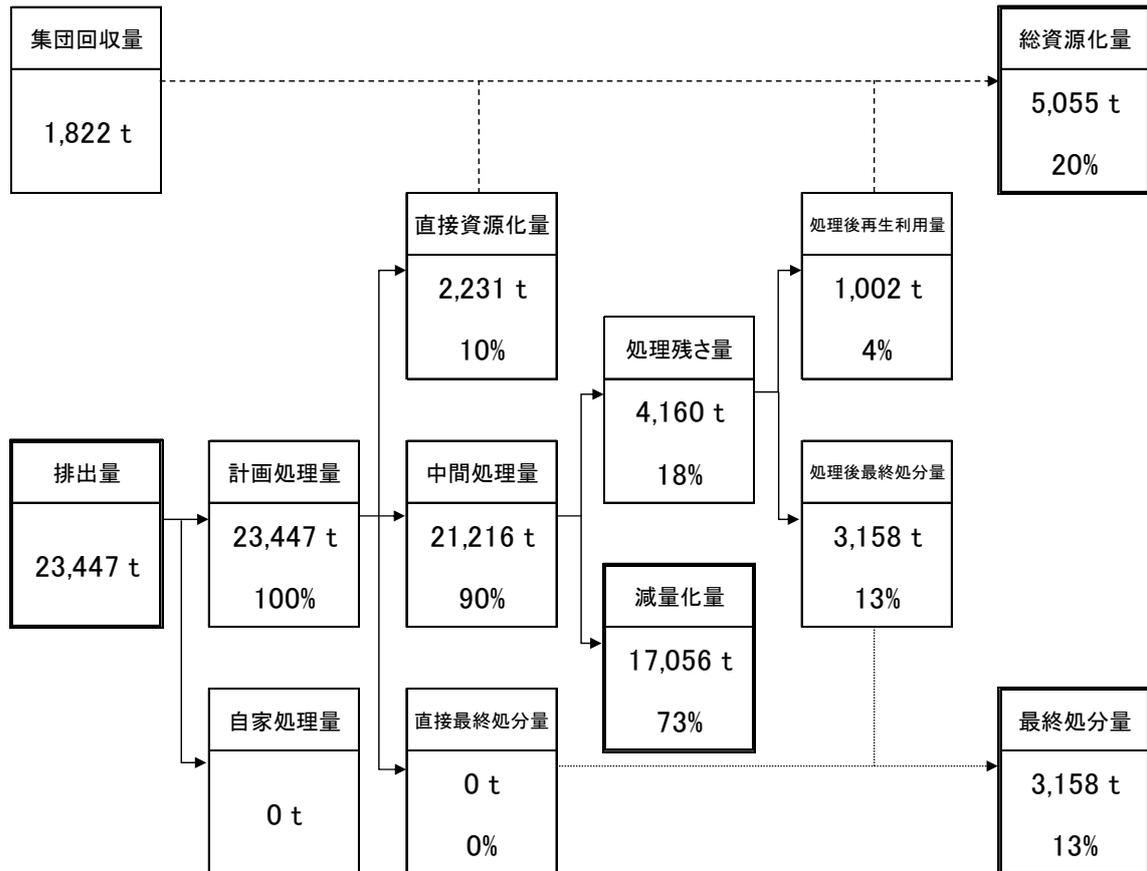


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和9年度）

備考）四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(4) 生活排水処理の目標

① 砺波市

砺波市における生活排水処理の目標については、表3のとおりである。

表3 砺波市における生活排水処理に関する現状と目標

区 分		令和2年度実績		令和9年度目標	
処理形態別人口	合併処理浄化槽	5,795 人	(12.1%)	3,982 人	(8.5%)
	公共下水道	30,722 人	(64.2%)	34,281 人	(73.3%)
	集落排水施設等	4,718 人	(9.9%)	4,249 人	(9.1%)
	処理人口 計	41,235 人	(86.1%)	42,512 人	(90.9%)
	未処理人口	6,640 人	(13.9%)	4,258 人	(9.1%)
	合 計	47,875 人	(100.0%)	46,770 人	(100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,530 kl		886 kl	
	浄化槽汚泥量	6,560 kl		5,137 kl	
	合 計	8,090 kl		6,023 kl	

備考) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

② 南砺市

南砺市における生活排水処理の目標については、表4のとおりである。

表4 南砺市における生活排水処理に関する現状と目標

区 分		令和2年度実績		令和9年度目標	
処理形態別人口	合併処理浄化槽	345 人	(0.7%)	317 人	(0.7%)
	公共下水道	39,401 人	(80.0%)	36,248 人	(80.0%)
	集落排水施設等	6,166 人	(12.5%)	5,672 人	(12.5%)
	処理人口 計	45,912 人	(93.3%)	42,237 人	(93.3%)
	未処理人口	3,323 人	(6.7%)	3,048 人	(6.7%)
	合 計	49,235 人	(100.0%)	45,285 人	(100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,030 kl		951 kl	
	浄化槽汚泥量	1,904 kl		1,532 kl	
	合 計	2,934 kl		2,483 kl	

備考) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

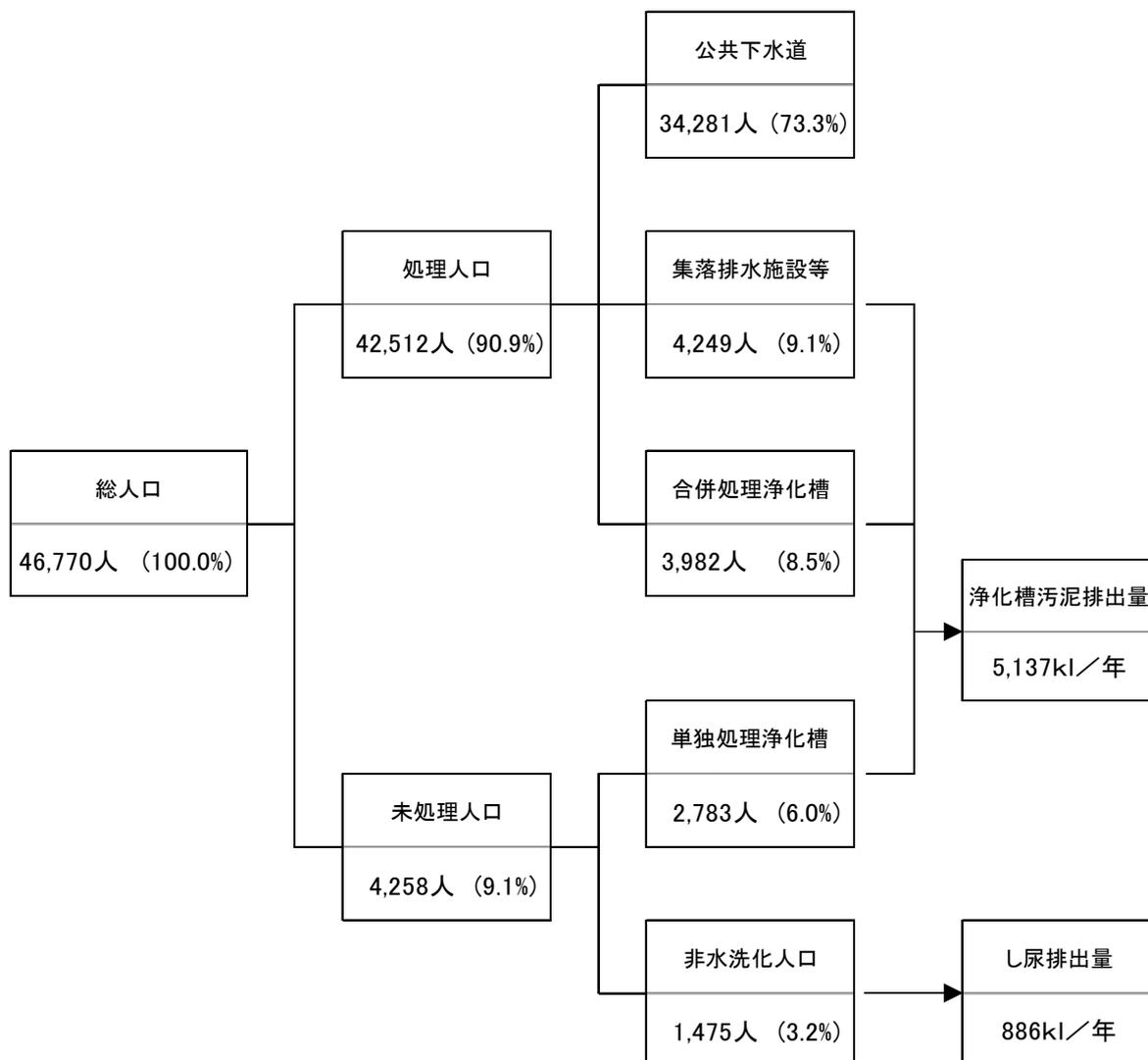


図5 砺波市における目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和9年度）

備考）四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

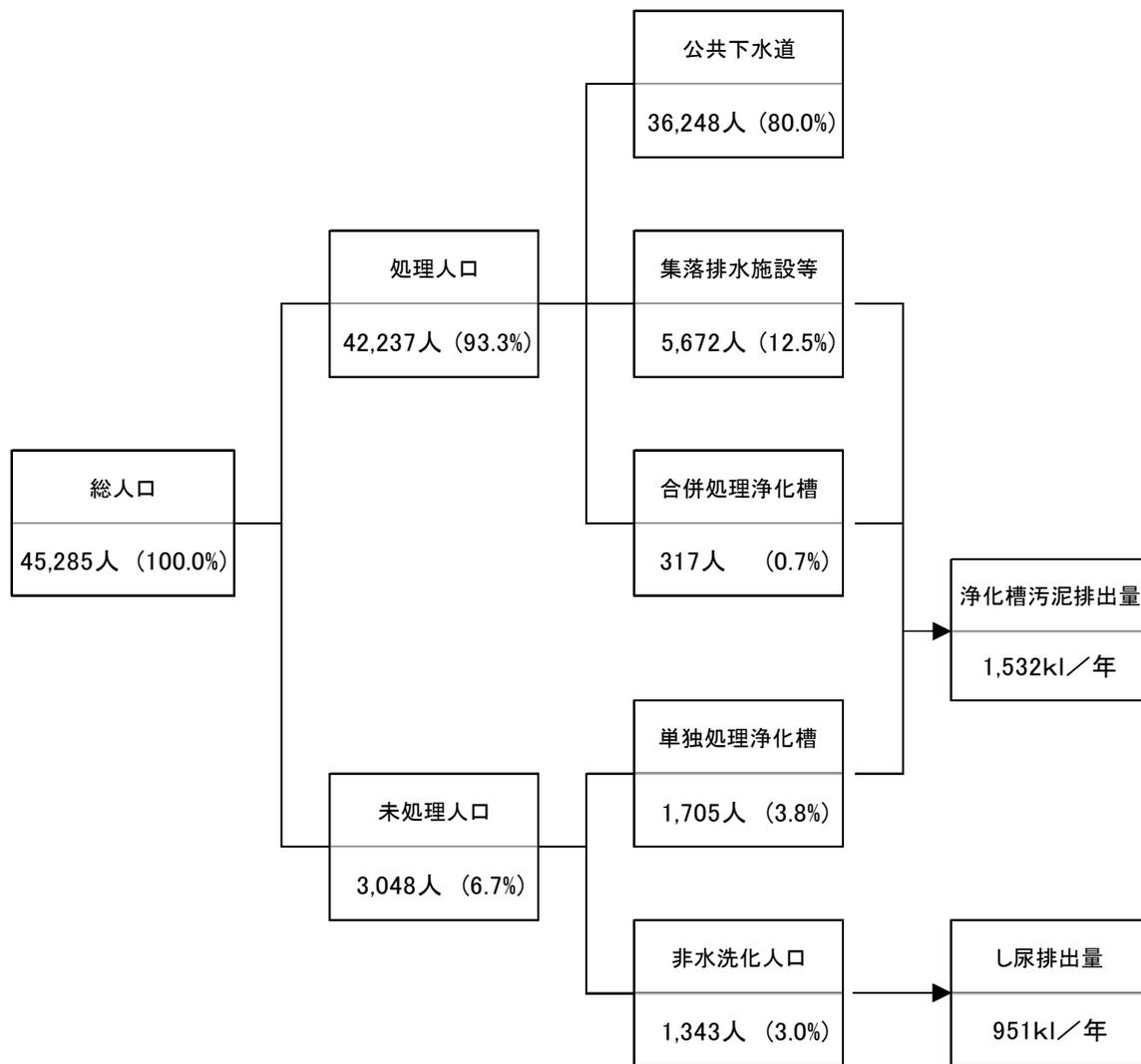


図6 南砺市における目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和9年度）

備考）四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用、再資源化の推進

①家庭における発生抑制、再使用、再資源化の推進

ア. 環境教育・環境学習の充実

子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象として、楽しみながらごみについて学び・知る機会を、地域社会及び学校教育の場に提供する。また、市政バスによる本組合所管の各センター等の見学や出前講座の開催等を継続し、ごみ処理事業に対する社会意識の育成に取り組んでいく。

イ. PR・啓発活動の推進

ごみに関する身近な情報や最近のリサイクルの動向などの情報を、市民・事業者・行政間で共有するため、「市広報紙」やホームページといった各種広報媒体を活用する等して情報提供していく。また、啓発活動の場（エコライフ・イベント等）の提供を継続していくことで、市民に環境を学んだり体験したりする機会を創出していく。

- 【PR・啓発活動の推進方法例】
- ポスター、キャンペーン、イベント等の広報活動によるPR
 - 副読本、ビデオ等の媒体活用による啓発
 - シンボルキャラクターのマーク、マスコット等を用いての啓発
 - チラシ、テレビ、インターネット、広報等による啓発

ウ. 不用品等の再使用促進のための啓発・支援

粗大ごみとして排出される「不用品」の中には、まだ使用に耐えるものも数多くあることから、不用品を再使用できるシステムづくりを整備し、本組合所管の各センターで不用品の斡旋を行っている。また、不用品を別の所有者に受け渡す「場所」として、フリーマーケット等の不用品交換会の場の提供を継続していく。

このような不用品の再使用にかかる活動を「リユースネットワーク」と位置づけて、引き続き、広く市民に普及させ、物を大切に使う意識の育成に取り組んでいく。

エ. 生活系ごみの処理手数料(生活系ごみの有料化)の適宜見直し

現在、収集燃えるごみ及び燃えないごみ（一部地域のみ）の有料化を実施している。

今後も、有料化による成果を維持・拡大していくため、ごみの減量化の進捗状況やごみ処理・処分費用の公平な負担のあり方、先進的自治体の動向等の調査・研究を行いながら、生活系ごみの有料化（料金改定等）の見直しを適宜実施していく。

オ. 補助金制度等による経済的な支援

ごみの減量化・資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、生ごみ処理容器等の設置に係る補助金交付制度や集団回収の奨励金交付制度等を継続していく。

カ. 使用済み小型家電類の資源化の推進

小型家電類を資源ごみとして分別回収し、リサイクルを推進し、天然資源の消費の抑制に繋げる。

キ. 天ぷら油(動物性油脂、パーム油を除く)の資源化の推進

現在、家庭及び学校給食の調理場等から回収した天ぷら油を使用して、ハンドソープの原料としてリサイクルしたり、エオミックス燃料(EMF燃料)やバイオディーゼル燃料(BDF燃料)を製造し、ボイラー等燃料として資源化したりしている。また、天ぷら油の回収は、家庭からの水質汚濁負荷量の削減の促進にもなるため、今後も継続していく。

ク. パソコンの資源化の推進

パソコン(デスクトップやノートパソコンなどの他、本体に付属するディスプレイやキーボード等、タブレット端末も含む。)を小型家電リサイクルの回収品目として本組合所管の各センターへ直接持込(無料)を継続することで、資源化を推進する。

ケ. プラスチック製品の回収の実施

生活用品等のプラスチック製品(プラスチック製容器包装を除く。)は、性状としてはプラスチック製容器包装と同様にリサイクルに向く素材が多く含まれているものの、燃えるごみとして排出されている状況にある。

近年、民間活力による資源化施設の整備が進められていることから、今後は、先進的自治体の事例調査・研究を進め、分別排出ルールや回収方法、受入先の整備等について検討していく。

コ. 「バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進

バイオマス資源の有効活用に取り組むため、平成23年4月に「南砺市バイオマスタウン構想」を策定し、その構想に即したバイオマスの利活用^{*}を積極的に推進してきている。これらのバイオマスには、一般廃棄物由来のものも多く含まれることから、構想と連動した資源化事業を推進するため、関係部局と連携を図りつつ、計画的に事業を推進していく。

^{*}現在実施されている利活用方法は、「肥料化」、「木質ペレット製造」、「エマルジョン燃料製造」が挙げられる。

サ. 生活排水対策に係る広報・啓蒙活動による意識啓発

家庭等から排出される水質汚濁負荷量の削減のため、次の広報・啓蒙活動を定期的を実施する。

- 各構成市のホームページ等の広報媒体を通じた生活雑排水の削減対策に係る補助制度や合併処理浄化槽管理等に関する広報活動の実施
- 廃食用油ポット、三角コーナーネット、ストレーナー、拭き取り紙等といった水質汚濁物質排出抑制品の普及
- 自然に優しい無リン洗剤、せっけんの使用の啓発

シ. 生ごみの水切りの推進

ごみの収集運搬やごみ処理施設における生ごみの重量を減量するため、生ごみの水切りを今後も継続していく。

ス.「家庭・地域美化の日」の啓発・支援

クリーンセンターとなみでは、毎月第1、第3日曜日（1月、2月は第3日曜日）を「家庭・地域美化の日」として、地区の収集に出せない粗大ごみやガレキ類等の休日受け入れを実施している。

今後もこの事業を継続するとともに、資源化できる剪定枝は堆肥化をして有効活用を進めていく。

セ. 資源物の回収拠点の拡充

「富山県認定エコ・ステーション^{※1}」や、「とやまエコ・ストア制度^{※2}」に登録している団体や民間事業者の取り組みを推奨するとともに、この取り組みを公報やホームページ等で公開することで資源物の回収拠点の拡充を図る。

②事業所における発生抑制、再使用の推進

ア. 排出事業者への指導・啓発

排出事業者に対し、発生・排出抑制を促進するため、環境事業指導員を設置し、過剰包装の抑制やリターナブル容器の導入、消費時にごみの発生源となり得る要因除去の要請といった減量指導體制の強化に取り組んできたところであり、引き続き、指導等に努めていく。

今後は、多量の一般廃棄物を排出する事業者に対する「事業系ごみ減量・資源化計画書」の作成と提出の義務づけについて検討していく。

イ. 事業系ごみの処理手数料の見直し

現在、事業系ごみについては、搬入量にkg単価を乗じる従量制により課金し、有料化を行っている。

今後もこの制度を継続するとともに、実際に要する処理・処分費用に応じて、本組合所管の各センターにおける処理手数料の料金体制等を適宜見直していく。

ウ. 「とやまエコ・ストア」協力店登録制度の活用と市民への周知

富山県では、レジ袋無料配布廃止の取組結果として、高水準のマイバッグ持参率が維持されている状況等を受け、エコライフの一層の定着・拡大を図るため「とやまエコ・ストア制度^{※2}」を創設した。

今後も、本制度の活用を小売店等に働きかけるとともに、協力店を市民に広く周知していく。

※1 富山県における、民間事業者や団体による常設の資源物（古紙）の回収拠点を「富山県認定エコ・ステーション」として認定する制度。

※2 レジ袋無料配布廃止に加え、資源ごみの店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗を登録する制度。

工. 補助金制度等による経済的な支援

ごみの減量化及び資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、中小企業を対象としたリサイクル設備・機器の導入に係る補給制度（設備・機器を導入するために受けた融資の利子を補給する制度）を実施しており、今後も継続していく。

また、各種団体を対象とした生ごみ処理機の設置に係る補助金交付制度の継続や、その他事業所が資源化に取り組める環境整備について調査・研究していく。

(2) 処理体制

①生活系一般廃棄物処理体制の現状と今後

家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後については、表5 (P. 17, 18) のとおりである。

本組合が保有する環境衛生施設は2施設あり、クリーンセンターとなみ管内と南砺リサイクルセンター管内では、分別区分や分別区分に対応する品目が異なっている。また、それぞれの処理対象地域は、市町村合併以前の地域を踏襲していることから、南砺市においては2種類の分別区分体制が存在している状況となっている*。

燃えるごみの「両市統合処理(施設の集約化)」を行い、施設運営の効率化(施設の初期投資費、維持管理費の削減等)を図るために、令和2年1月から令和4年2月までにクリーンセンターとなみの基幹的設備改良事業の工事を行っている。今後は、基幹的設備改良に伴い、施設の効率的な運営を図っていくため、分別排出ルール(焼却対象物)や収集方式、収集頻度等の見直しを行い、砺波地域内での分別統一を図っていくものとする。

また、本組合が保有する最終処分場は、クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場と南砺リサイクルセンター蔵原最終処分場である。現在、南砺リサイクルセンター蔵原最終処分場は埋立を終了し、もう一方のクリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場は残余容量が逼迫してきている状況にある。測量等による試算では令和7年度に埋立を完了する見込みであることから、将来、安定した処分を行えるよう、新たな施設の建設又は民間委託等について、多角的に検討し課題等の整理を行った結果、令和5年度から令和7年度の3か年度で新たな一般廃棄物最終処分場を整備することとした。

②事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、事業者の処理責任での適正処理が原則であるが、自己処理できない場合は、有料による自己搬入又は収集運搬許可業者による搬入を認めている。

今後も引き続き、不適正な処理や不法投棄を未然に防止するため、処理の流れを排出事業者自らが把握・管理するマニフェスト(出荷目録)制度を採用し、ごみの減量化を進めていく。また、より一層の事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、それぞれの事業所に適切な処理方法が取り入れられるように支援する。

③一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、クリーンセンターとなみでは一部の産業廃棄物の受入を認めており、排出事業者に対して、委託契約書の作成及びマニフェスト制度(許可業者に収集運搬を委託している場合)の採用を指導する等して、適正な管理のもとあわせて処理・処分している。

今後は、排出者責任の徹底と事業所間の費用負担の公平性を確保するため、搬入規制についての検討を行っていく。なお、将来的には受け入れない方向へ進めていく予定としている。

*添付図1 (P. 資料-1) を参照のこと。

④生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進めていく。

し尿及び浄化槽汚泥は、砺波市と南砺市のうち平・上平地域以外^{*}はし尿処理施設において処理されており、平・上平地域^{*}は下水道終末処理施設で処理されている。

⑤今後の処理体制の要点

- ◇クリーンセンターとなみ焼却施設の基幹的設備改良に伴い、施設の効率的な運営を図っていくため、分別排出ルール（焼却対象物）や収集方式、収集頻度等の見直しを行い、砺波地域内での分別統一を図っていくものとする。
- ◇現有の一般廃棄物最終処分場が埋立完了を迎えるため、新たな一般廃棄物最終処分場を整備し、ごみの適正処理を継続していくものとする。
- ◇下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進めていく。

^{*}添付図1（P.資料-1）を参照のこと。

表5 砺波地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（1 / 3 砺波市）

砺波市（令和2年度）					今 後（令和9年度）										
分別区分	処理方式	処理施設等		処理実績（トン）	分別区分	処理方式	処理施設等		処理予測（トン）						
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理							
燃えるごみ	焼却	・クリーンセンターとなみ焼却施設	・南砺リサイクルセンター 旧ごみ固形燃料化プラント（積込み中継施設） 【一・富山地区広域圏クリーンセンター】	11,722	燃えるごみ	焼却	・クリーンセンターとなみ焼却施設	・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物 新最終処分場(仮称)	10,058						
燃えないごみ	破碎 選別 保管	・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	・クリーンセンターとなみ 焼却施設	718	燃えないごみ	破碎 選別 保管	・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	・クリーンセンターとなみ 焼却施設	504						
有害ごみ				8	有害ごみ				5						
粗大ごみ				1,269	粗大ごみ				726						
タイヤ・バッテリー				22	タイヤ・バッテリー				13						
がれき類				55	がれき類				53						
家電リサイクル法対象品				資源化	・民間業者に処理委託				-	131	ビン、缶	資源化	・民間業者に処理委託	-	221
ビン、缶										157	古紙類				227
古紙類										51	小型家電類				91
小型家電類										66	パソコン				91
パソコン										21	紙容器包装				135
紙容器包装	183	ペットボトル	35												
ペットボトル	1	ブラ容器包装	278												
ブラ容器包装	4	白色トレー	2												
白色トレー		天ぶら油	7												
天ぶら油															

表5 砺波地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（2 / 3 南砺市）

南 砺 市（令和2年度）					今 後（令和9年度）										
分別区分	処理方式	処理施設等		処理実績（トン）	分別区分	処理方式	処理施設等		処理予測（トン）						
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理							
燃えるごみ	焼却	【南砺市全域】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	【クリーンセンターとなみ管内】 ・南砺リサイクルセンター 旧ごみ固形燃料化プラント（積込み中継施設） 【一・富山地区広域圏 クリーンセンター】 ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	10,911	燃えるごみ	焼却	【南砺市全域】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物 新最終処分場(仮称)	9,000						
燃えないごみ	破碎 選別 圧縮 保管	【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 積込み中継施設を経由	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設 ・富山地区広域圏 クリーンセンター ・民間業者に処理委託	307	燃えないごみ	破碎 選別 圧縮 保管	【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 資源リサイクルプラント	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	242						
有害ごみ				381	有害ごみ				124						
粗大ごみ				730	粗大ごみ				448						
タイヤ・バッテリー				17	タイヤ・バッテリー				10						
がれき類				44	がれき類				33						
家電リサイクル法対象品				資源化	・民間業者に処理委託				-	209	家電リサイクル法対象品	資源化	・民間業者に処理委託	-	432
ビン、缶										0	ビン、缶				0
紙容器包装										25	紙容器包装				49
ペットボトル										0	ペットボトル				0
ブラ容器包装										1	ブラ容器包装				3
白色トレー	117	古紙類	189												
古紙類	0	小型家電類	11												
小型家電類	81	パソコン	172												
パソコン	18	紙容器包装	36												
紙容器包装	187	ペットボトル	339												
ペットボトル	3	ブラ容器包装	4												
ブラ容器包装		白色トレー													
白色トレー															

表5 砺波地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（3 / 3 砺波地域）

砺波地域（令和2年度）					今 後（令和9年度）				
分別区分	処理方式	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方式	処理施設等		処理予測 (トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
燃えるごみ	選別 焼却	【クリーンセンターとなみ管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	【クリーンセンターとなみ管内】 ・南砺リサイクルセンター 旧ごみ固形燃料化プラント (積込み中継施設) 【→・富山地区広域圏 クリーンセンター】 ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	22,633	燃えるごみ	焼却	【砺波地域全域】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設 【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 積込み中継施設を経由	【砺波地域全域】 ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場 新最終処分場(仮称)	19,058
燃えないごみ	破碎 選別 圧縮 保管	【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 固形燃料化プラント (積込み中継施設)	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設 ・富山地区広域圏 クリーンセンター ・民間業者に処理委託	1,025	燃えないごみ	【クリーンセンターとなみ管内】 ・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 資源リサイクルプラント	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設 ・民間業者に処理委託	746
有害ごみ				389	有害ごみ				129
粗大ごみ				1,999	粗大ごみ				1,174
タイヤ・バッテリー				39	タイヤ・バッテリー				23
がれき類				99	がれき類				86
家電リサイクル 法対象品					家電リサイクル 法対象品				
ビン、缶				340	ビン、缶				653
紙容器包装				0	紙容器包装				0
ペットボトル				25	ペットボトル				49
プラ容器包装				0	プラ容器包装				0
白色トレイ	1	白色トレイ	3						
古紙類	274	古紙類	416						
小型家電類	51	小型家電類	102						
パソコン		パソコン							
紙容器包装	資源化 ・民間業者に処理委託	-		147	紙容器包装	資源化 ・民間業者に処理委託	-		307
ペットボトル				39	ペットボトル				71
プラ容器包装				370	プラ容器包装				617
白色トレイ				4	白色トレイ				6
天ぷら油				4	天ぷら油				7

(3) 処理施設の整備

① 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場 新最終処分場(仮称)	最終処分場整備事業	埋立容量 45,000m ³	南砺市蔵原地区 (福光)	R5~R7

【整備理由】事業番号1：現有施設が令和7年度末に埋立終了となる見通しであることから新施設の整備が必要。

② 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 砺波市の合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (令和2年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業*	24	250	725	R4~R8
—	公共浄化槽等整備推進事業	—	—	—	—
—	その他地方単独事業	—	—	—	—
—	合計	24	250	725	

*「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)①の施設整備に先立ち、表8のとおり計画支援事業を行う。

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	最終処分場整備事業(R5~R7)に係る 生活環境影響調査事業	最終処分場を設置することによる 周辺環境へ及ぼす影響の調査 を行う。	R4 (R3より 継続)
32	最終処分場整備事業(R5~R7)に係る 実施設計(詳細設計)	最終処分場の工事発注に必要な 実施設計書を作成するための実 施図面及び積算等の設計を行 う。	R4

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

①廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき、適切な回収・再商品化がなされるよう、引き続き、回収方法の普及啓発を行っていく。

②不法投棄防止対策の推進・監視体制の整備

不法投棄等の発生防止対策をさらに強化していくために国が設定した「全国ごみ不法投棄監視ウィーク^{※2}」の活動に参画し、清掃美化活動や山林・河川等の巡回監視パトロール等を実施している。さらに、年間を通じて、行政職員による定期的なパトロールの他、「不法投棄防止パトロール員」や「不法投棄監視員」を地元の方に委嘱し、パトロールの強化を図っている。また、土地所有者等に対する自主的な監視の啓発に努め、必要に応じて、不法投棄監視カメラを設置する等、監視体制の強化を図っている。

今後も引き続き、モラル向上のための啓発を進め、厳正で適切な対策を推進していくとともに、有料化に付随する問題でもある不法投棄対策について十分な検討を行っていく。

^{※2} 5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までをいう。

③災害時の廃棄物処理に関する事項

各構成市で策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、地震や水害によって発生する災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行えるような体制を整備するとともに、平常時から県及び近隣市町村等の関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制を整備していく。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合及び各構成市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び富山県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、進捗状況の把握を行い、その結果が取りまとめられた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとする。

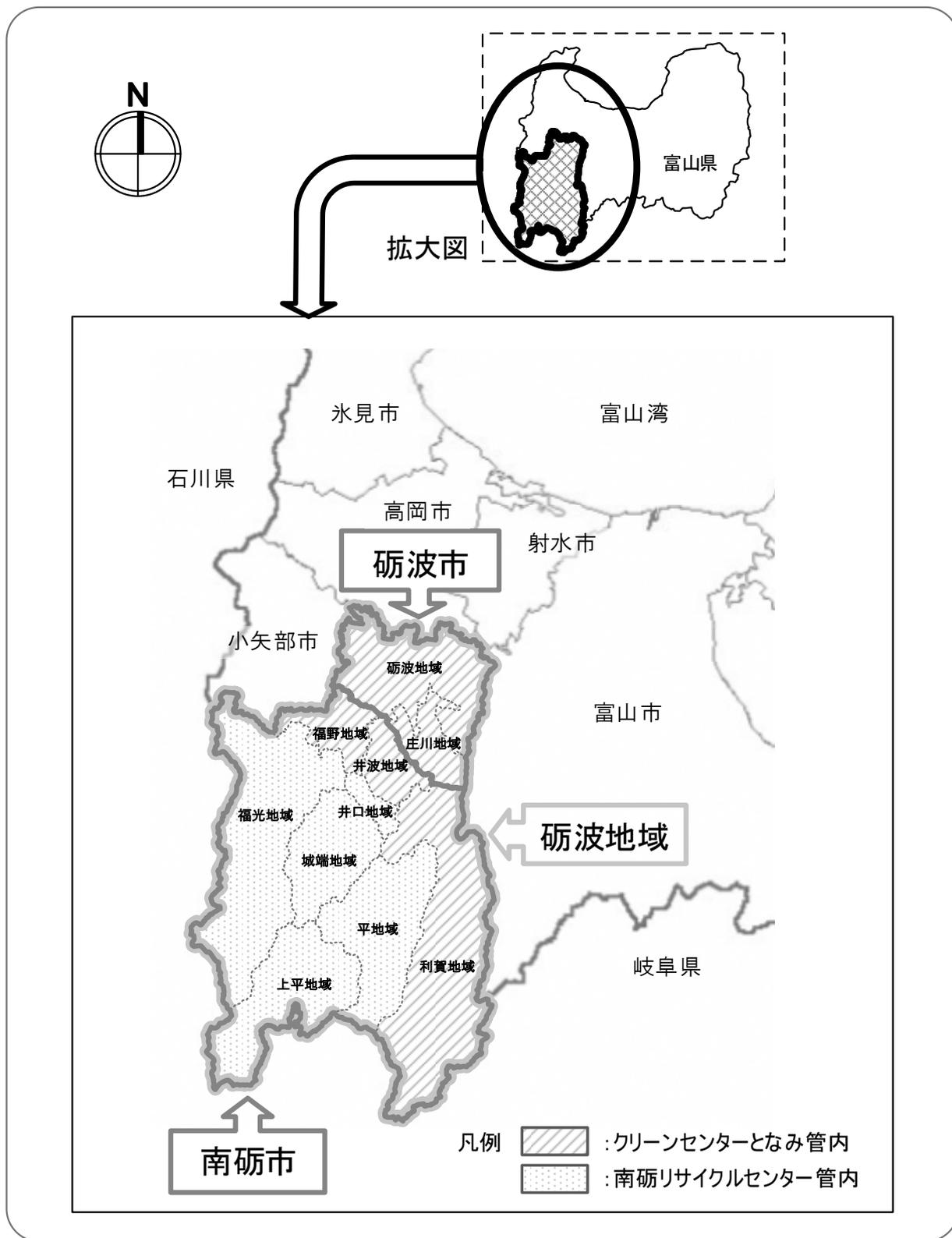
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

砺波地域 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

1. 対象地域図 ----- 資料- 1
 2. 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ ----- 資料- 2
 3. 生活排水処理に係る計画図 ----- 資料- 5
 4. 現有処理施設の概要 ----- 資料- 6
 5. 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ --- 資料- 8
-
- 様式1 (循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1) ----- 資料-11
 - 様式2 (循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2) ----- 資料-15
 - 様式3 (地域の循環型社会形成推進のための施策一覧) ----- 資料-16
-
- 参考資料様式5 (施設概要:最終処分場系) ----- 資料-17
 - 参考資料様式7 (施設概要:浄化槽系) ----- 資料-18
 - 参考資料様式8 (計画支援概要) ----- 資料-19

1. 対象地域図

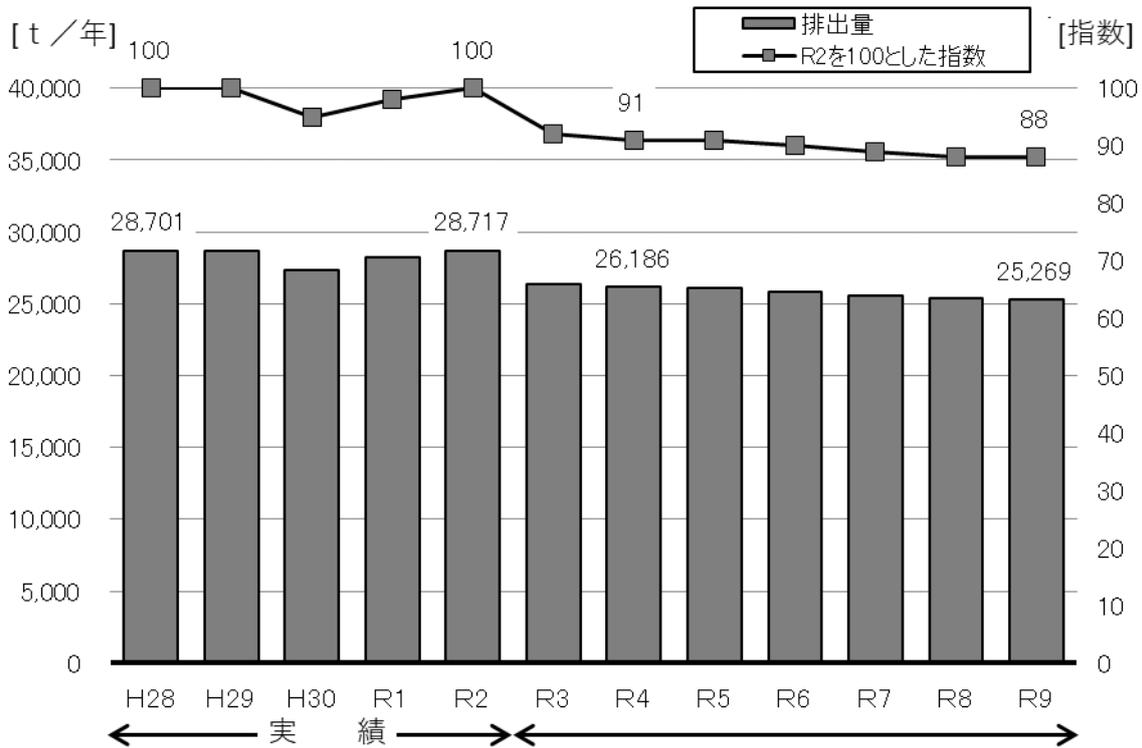


構成市名	砺波市、南砺市
面積	795.67 km ²

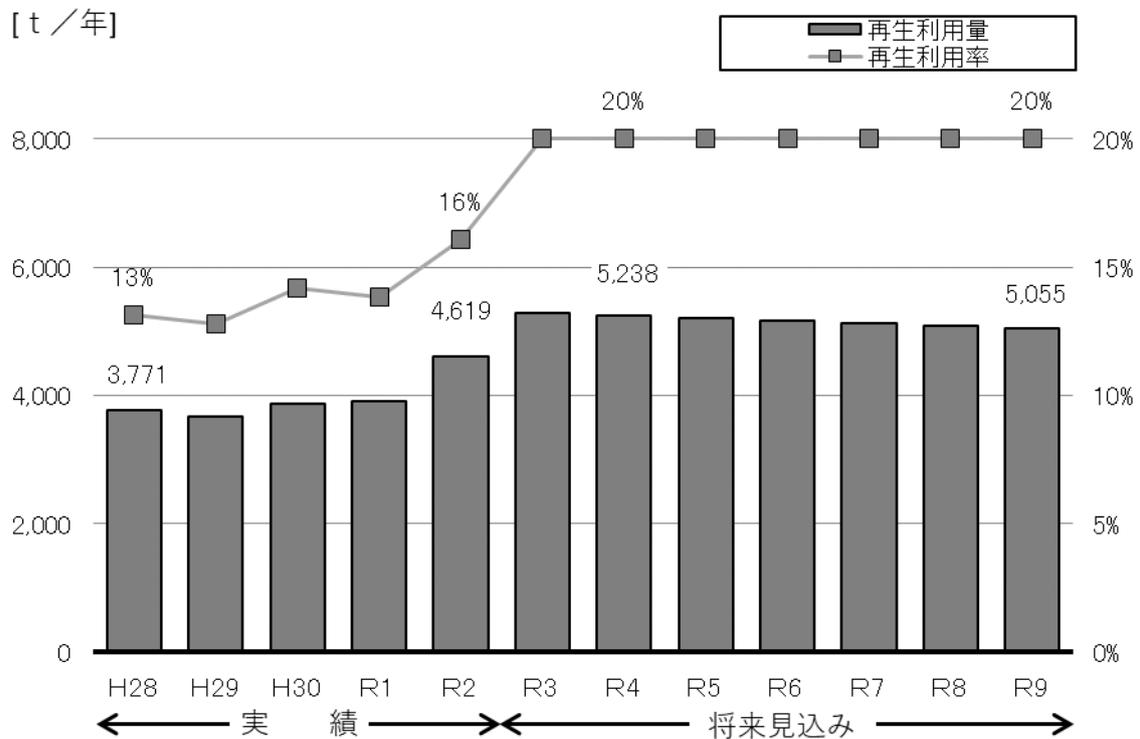
添付図 1 対象地域図

2. 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

(1) 一般廃棄物に係る減量化等の目標及び収集人口の推移



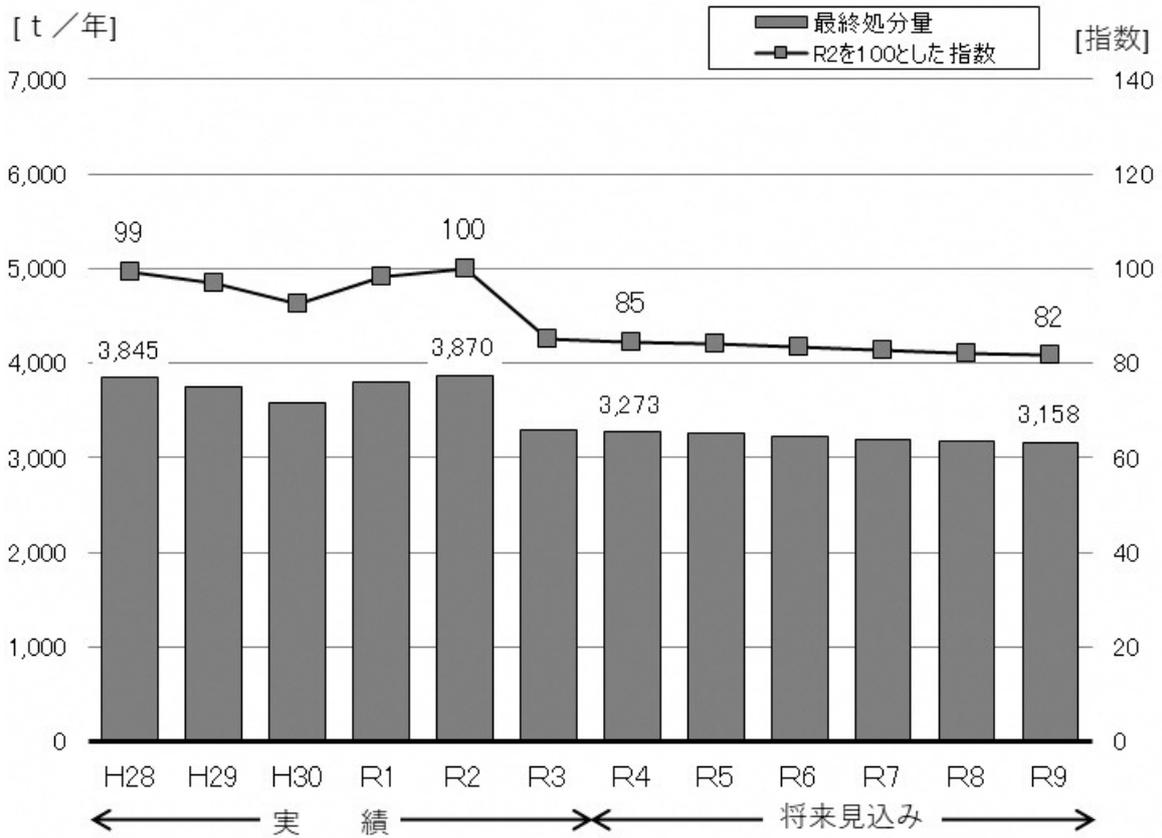
添付図2 総ごみ排出量（集団回収含む。）の推移



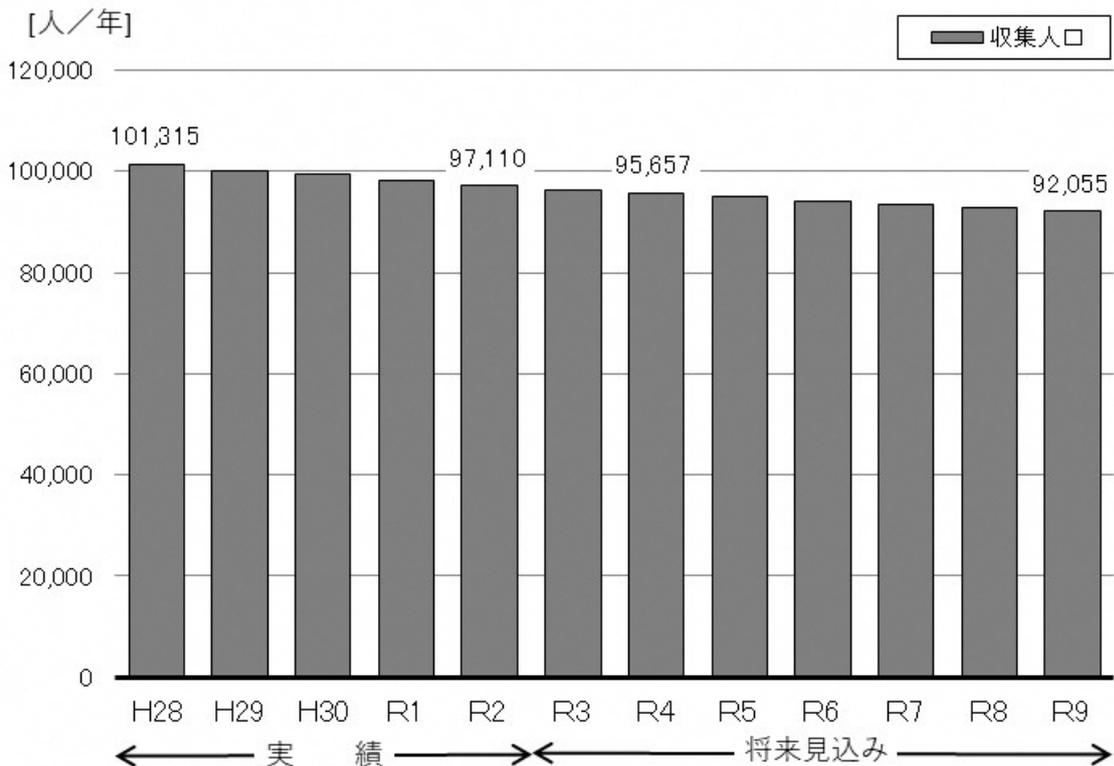
備考1) 再生利用量(総資源化量)は、集団回収量を含む。

備考2) 再生利用率は、排出量合計+集団回収量に対する割合である。

添付図3 再生利用量の推移



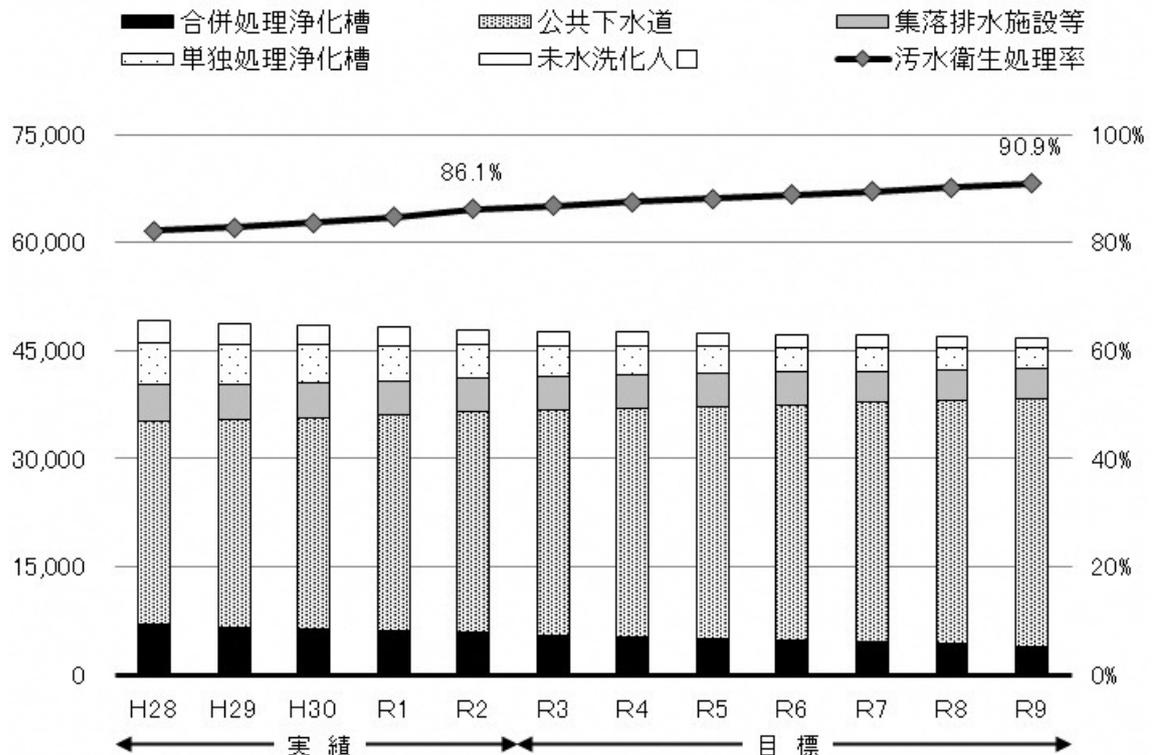
添付図4 最終処分量の推移



添付図5 収集人口の推移

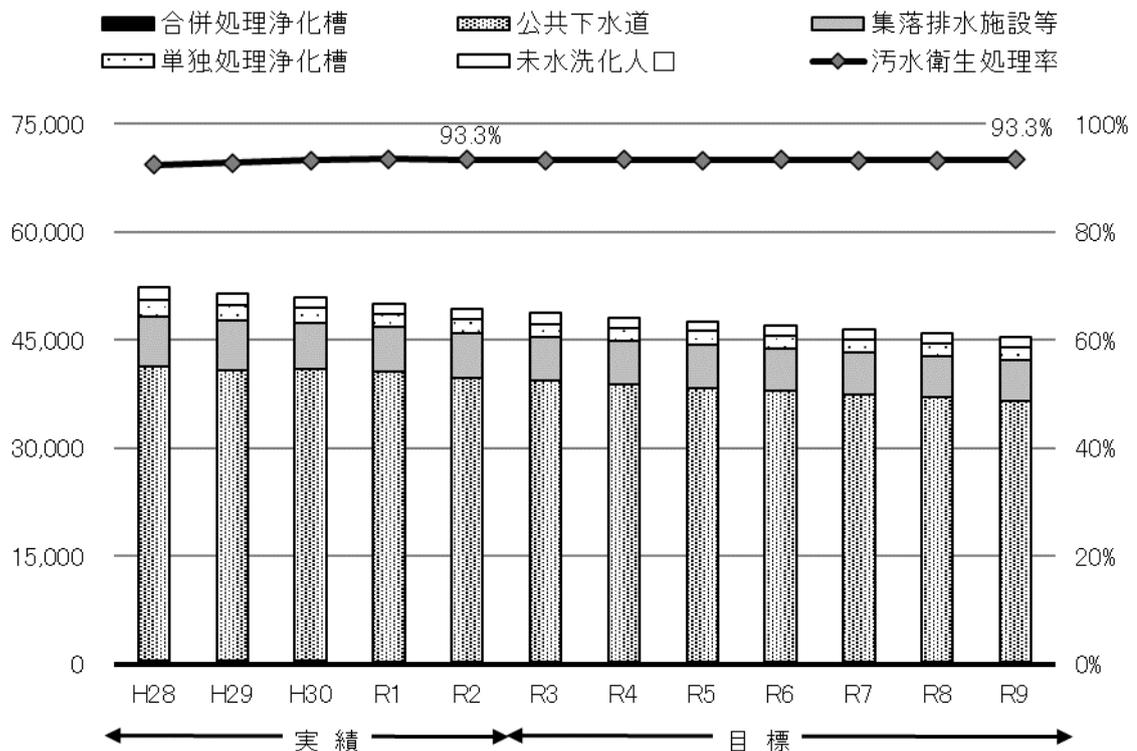
(2) 生活排水処理形態別人口の推移

① 砺波市



添付図 6 生活排水処理形態別人口の推移

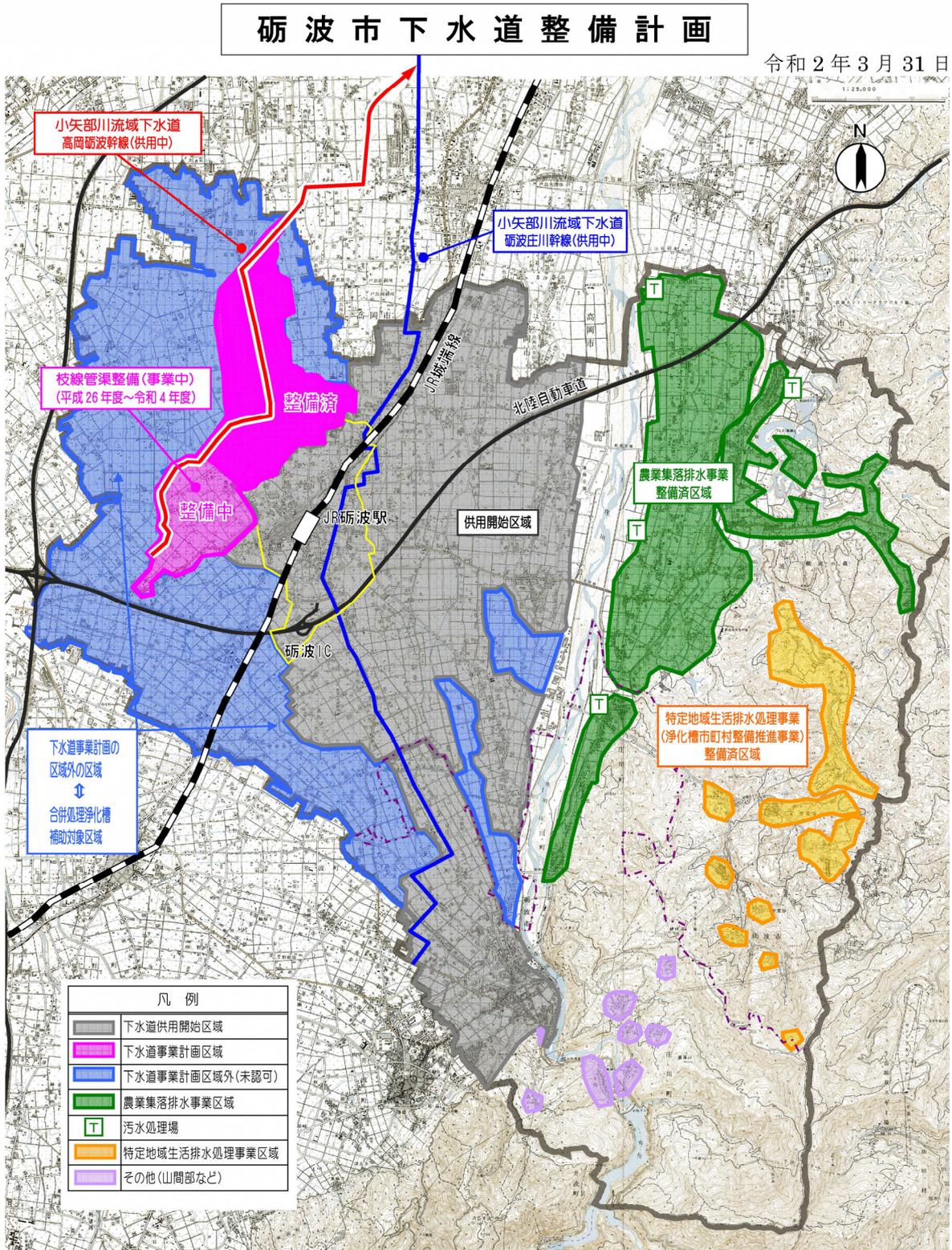
② 南砺市



添付図 7 生活排水処理形態別人口の推移

3. 生活排水処理に係る計画図

浄化槽設置整備事業を計画している砺波市の生活排水処理に係る計画図は、以下に示すとおりである。（P. 19、P. 資料-14、15参照）



添付図8 砺波市／下水道整備計画図

4. 現有処理施設の概要

番号	施設名称	処理する 廃棄物	処理能力	所在地	竣工年	位置図 対応 ^{※1}
1	クリーンセンターとなみ 焼却施設	燃えるごみ 破碎後の 可燃残渣物	90t/24h	砺波市 太田1873-1	R4.3 更新	①
2	南砺リサイクルセンター ^{※2} 旧ごみ固形燃料化プラント	燃えるごみ 破碎後の 可燃残渣物 (保管)	267m ³ (保管容量)	南砺市 立野原西966	H7.3	②
3	クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	燃えないごみ 粗大ごみ 資源ごみ等	9t/5h	砺波市 太田1873-1	H8.9	③
4	南砺リサイクルセンター 資源リサイクルプラント	燃えないごみ 粗大ごみ 資源ごみ等	8t/5h	南砺市 立野原西966	H7.3	④
5	クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	不燃物 焼却灰	57,000m ³	砺波市 徳万字赤坂62	H13.3	⑤
6	南砺リサイクルセンター ^{※3} 蔵原最終処分場	ガラス陶器類 瓦 がれき等	31,800m ³	南砺市 蔵原平ヶ原 321	S56.3	⑥
7	クリーンシステムとなみ ^{※4}	し尿 浄化槽汚泥	104kl/日	高岡市 福岡町土屋 710	H12.3	⑦

※1 資料-7、『5. 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ(砺波地域内の施設配置図)(P.資料-8からP.資料-10)』及び『3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定(P.資料-12)』に示す番号に対応。

※2 旧ごみ固形燃料化プラントの一部を積込み中継施設として転用。

※3 南砺リサイクルセンター蔵原最終処分場は埋立終了手続きを進めている。

※4 施設の事業主体は、砺波地方衛生施設組合(構成市:高岡市・小矢部市・砺波市・南砺市)。

番号1、3 周辺道路の浸水、主要設備への浸水により廃棄物の処理が出来なくなった場合は、富山県災害廃棄物処理計画や構成市町の災害廃棄物処理計画に基づき周辺自治体へ、また、「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき民間事業者へ処理を依頼する。

番号2、4～6 災害想定なし

番号7 主要設備周辺に浸水を防止するための土嚢及び浸水してきた場合に備え排水ポンプを準備している。周辺道路の浸水、主要設備への浸水により廃棄物の処理が出来なくなった場合は、富山県災害廃棄物処理計画や構成市町の災害廃棄物処理計画に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 (令和2年度)

様式 1

1 地域の概要

(1) 地域名	砺波地域	(2) 地域内人口	97,110 人	(3) 地域面積	795.67 km ²
(4) 構成市町村等名	砺波広域圏事務組合、砺波市、南砺市	(5) 地域の要件*	人口()面積()沖縄 離島 奄美 ()山()村()豪()雪()半島 ()通()疎()その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市：砺波市、南砺市 設立年月日：昭和45年7月16日				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (割合※)				目標 (割合※)	
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和9 [R2比※]
排出量 (集団回収除く)							
事業系 総排出量	ト	8,750	8,815	7,212	7,187	6,474	6,350 [-1.9%]
1事業所当たりの排出量	ト/事業所	1.61	1.62	1.33	1.28	1.15	1.14 [-0.9%]
生活系 総排出量	ト	18,126	18,153	18,527	19,564	20,965	17,097 [-18.4%]
1人当たりの排出量	kg/人	166.75	168.81	173.38	186.05	202.97	161.49 [-20.4%]
合計 事業系・生活系排出量合計	ト	26,876	26,968	25,739	26,751	27,439	23,447 [-14.5%]
再生利用量							
直接資源化量	ト	1,232 (5%)	1,248 (5%)	1,300 (5%)	1,278 (5%)	1,255 (5%)	2,231 (10%)
総資源化量 (集団回収を含む)	ト	3,771 (13%)	3,668 (13%)	3,880 (14%)	3,909 (14%)	4,619 (16%)	5,055 (20%)
エネルギー回収量 (年間の余熱利用量)	GJ	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
中間処理による減量化量 (中間処理前後の差)	ト	21,085 (78%)	21,234 (79%)	19,905 (77%)	20,535 (77%)	20,228 (74%)	17,056 (73%)
最終処分量	ト	3,845 (14%)	3,755 (14%)	3,586 (14%)	3,799 (14%)	3,870 (14%)	3,158 (13%)
埋立最終処分量							
集団回収量	ト	1,825	1,689	1,632	1,492	1,278	1,822 [42.6%]

備考1) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

備考2) 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した (P.資料-2,3)。

備考3) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

番号	施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方法	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	備考
1	ごみ焼却施設	クリーンセンターとなみ	本組合	階段式高速燃焼 ストーカ炉 (全連続燃焼方式)	90t/24h	R4.3 更新	—	基幹的設備改良工事 R2.1～R4.2
2	積込み中継施設	南砺リサイクルセンター	本組合	—	267m ³ (保管容量)	H7.4	—	旧ごみ固形燃料化プラ ントの一部を積込み中 継施設として転用
3	粗大ごみ処理施設	クリーンセンターとなみ	本組合	破碎・選別・保管	9t/5h	H8.10	—	
4	資源リサイクル プラント	南砺リサイクルセンター	本組合	破碎・選別・圧縮・保管	8t/5h	H7.4	—	
5	最終処分場	クリーンセンターとなみ	本組合	準好気性埋立構造	57,000m ³	H13.4	R8.3 休止(予定)	
6		南砺リサイクルセンター	本組合	安定型	31,800m ³	S56.4		
7	し尿処理施設	クリーンシステムとなみ	※ 砺波地方衛生 施設組合	膜分離高負荷脱窒素処 理＋高度処理 【汚泥再生処理センターとして整備】 高効率型前脱水(助燃剤化) ＋脱窒素処理＋高度処理	104kl/日 55kl/日	H12.3 H31.3 更新	—	

※施設の事業主体である砺波地方衛生施設組合の構成市は高岡市、小矢部市、砺波市、南砺市であることから、掲載している。なお、汚泥再生処理センターの整備は、「砺波地方衛生施設組合地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき行われる。

(備考) 別添資料として砺波地域内外の施設配置図を地図上に示したものを添付した (P.資料-7)。

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び 処理方法	処理能力 (単位)	竣工予定 年月	更新(改良) ・新設理由	廃焼却 施設解 体の有無	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	備考
最終処分場 (仮称)	新最終処分場	本組合	クローズド型	45,000m ³	R8.4	現有施設の 埋立終了のため	—	—	

4 生活排水処理の現状と目標

砺波市

指標・単位	過去の状況・現状				目標
	平成28	平成29	平成30	令和元	
総人口	49,073	48,659	48,509	48,244	46,770
合併処理浄化槽	7,090	6,664	6,315	6,163	3,982
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	14.4%	13.7%	13.0%	12.8%	8.5%
公共下水道	28,180	28,650	29,365	29,863	34,281
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	57.4%	58.9%	60.5%	61.9%	73.3%
集落排水施設等	5,053	4,983	4,910	4,814	4,249
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	10.3%	10.2%	10.1%	10.0%	9.1%
未処理人口	8,750	8,362	7,919	7,404	4,258
汚水衛生未処理率	17.8%	17.2%	16.3%	15.3%	9.1%

備考1) 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(P.資料-4)。

備考2) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

南砺市

指標・単位	過去の状況・現状				目標
	平成28	平成29	平成30	令和元	
総人口	52,242	51,485	50,853	50,040	45,285
合併処理浄化槽	428	405	376	350	317
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%
公共下水道	40,779	40,367	40,594	40,160	36,248
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	78.1%	78.4%	79.8%	80.3%	80.0%
集落排水施設等	7,085	6,953	6,407	6,290	5,672
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13.6%	13.5%	12.6%	12.6%	12.5%
未処理人口	3,950	3,760	3,476	3,240	3,048
汚水衛生未処理率	7.6%	7.3%	6.8%	6.5%	6.7%

備考3) 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(P.資料-4)。

備考4) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			事業期間
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	砺波市	1,086	2,139	昭和12年	250	725	R4～R8

(備考) 別添資料として計画地域内における生活排水処理に係る計画を地図上に示したものを添付した(P.資料-5)。

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2 (令和 4 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模 単位	事業期間 交付開始 終了	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
					令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
○最終処分に関する事業	-	-	-	-	4,500,000	0	900,000	1,800,000	1,800,000	0	3,150,000	0	630,000	1,260,000	1,260,000	0	
最終処分場整備事業	1	本組合	45,000 m ²	R5	4,500,000	0	900,000	1,800,000	1,800,000	0	3,150,000	0	630,000	1,260,000	1,260,000	0	
○浄化槽に関する事業	-	-	-	-	125,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	110,250	22,050	22,050	22,050	22,050	22,050	
浄化槽設置整備事業 (※)	2	砺波市	250 基	R4	125,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	110,250	22,050	22,050	22,050	22,050	22,050	
○施設整備に関する計画 支援事業	-	-	-	-	82,214	82,214	0	0	0	0	82,214	82,214	0	0	0	0	
最終処分場整備事業 (事業番号1)に係る生 活環境影響調査事業	31	本組合	-	R4	14,894	14,894	0	0	0	14,894	14,894	0	0	0	0	0	
最終処分場整備事業 (事業番号1)に係る実 施設設計(詳細設計)	32	本組合	-	R4	67,320	67,320	0	0	0	67,320	67,320	0	0	0	0	0	
合 計	-	-	-	-	4,707,214	107,214	925,000	1,825,000	1,825,000	25,000	3,342,464	104,264	652,050	1,282,050	1,282,050	22,050	

*「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	事業主体			事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
				砺波市	南砺市	本組合	開始	終了		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	101	環境教育・環境学習の充実	ごみについて学び・知る機会を、地域社会及び学校教育の場に提供する。また、各センター等の見学や出前講座の開催等を継続し、ごみ処理事業に対する社会意識の育成に取り組む。	○	○		R4	R8		環境教育・環境学習の充実					
	102	PR・啓発活動の推進	ごみリサイクルの動向を、市民・事業者・行政間で共有するため、各種広報媒体を活用して情報提供する。また、啓発活動の場の提供を継続し、市民が環境を学び体験する機会を創出する。	○	○		R4	R8		PR・啓発活動の推進					
	103	不用品等の再使用促進のための啓発・支援	本組合所管の各センターで行う粗大ごみとして排出される「不用品」の貯蔵や不用品交換会の場の提供を継続し、「リユースネットワーク」を普及させ、物を大切に使う意識の育成に取り組む。	○	○	○	R4	R8		不用品等の再使用促進のための啓発・支援					
	104	生活系ごみの処理手数料(生活系ごみの有料化)の適宜見直し	収集燃えるごみ及び燃えないごみ(一部地域のみ)の有料化を実施している。今後も、有料化による成果を維持・拡大していくため、有料化の見直しを適宜実施する。	○	○		R4	R8		生活系ごみの処理手数料の適宜見直し					
	105	補助金制度等による経済的な支援	ごみの減量化・資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、生ごみ処理容器等の設置や集回回収等に対する補助金交付制度等を継続する。	○	○		R4	R8		補助金制度等による経済的な支援					
	106	使用済み小型家電類の資源化の推進	小型家電類を資源ごみとして分別回収し、リサイクルを推進し、天然資源の抑制に繋げる。	○	○		R4	R8		使用済み小型家電類の資源化の推進					
	107	天ぷら油(動物性油脂、パーム油を除く)の資源化の推進	家庭等から回収した天ぷら油をハンドソープの原料としてリサイクルしたり、ボイラ等燃料として資源化したりしている。回収は水質汚濁負荷量の削減の促進にもなるため、今後も継続する。	○	○		R4	R8		天ぷら油の資源化の推進					
	108	パソコンの資源化の推進	これまで排出禁止ごみとしていたパソコンの資源化を促進するため開始した各センターへの直接持込(無料)を、今後も継続する。	○	○	○	R4	R8		パソコンの資源化の推進					
	109	プラスチック製品の店頭回収の実施	生活用品等のプラ製品(プラ製容器包装を除く)は燃えるごみとされているが、近年、民間資源化施設の整備が進んでおり、今後は分別排出ルールや回収方法、受入先の整備等について検討する。	○	○		R4	R8		プラスチック製品の店頭回収の実施					
	110	「バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進	「南砺市バイオマスタウン構想」に即したバイオマスの利活用を積極的に推進している。構想と連動した資源化事業を推進するため、関係部局と連携し、計画的に事業を推進する。	○	○		R4	R8		「バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進					
	111	生活排水対策に係る広報啓蒙活動による意識啓蒙	水質汚濁負荷削減のため、補助制度や合併処理浄化槽管理等に関する広報活動の実施や、廃食用油ポット等の汚濁物質排出抑制品の普及、無リン洗剤使用の啓蒙を定期的に実施する。	○	○		R4	R8		生活排水対策に係る広報・啓蒙活動による意識啓蒙					
	112	生ごみの水切りの推進	ごみの収集運搬やごみ処理施設における生ごみを減量するため、生ごみの水切りを呼び掛けを、今後も継続していく。	○	○		R4	R8		生ごみの水切りの推進					
	113	「家庭・地域美化の日」の啓発・支援	「家庭・地域美化の日」として、地区の収集に出せない粗大ごみやガレキ類等の休日受け入れを実施している。今後もこの事業を継続するとともに、資源化できる剪定枝は堆肥化をして資源の有効活用を進めていく。	○	○	○	R4	R8		「家庭・地域美化の日」の啓発・支援					
	114	資源物の回収拠点の拡充	常設資源物の回収拠点の「富山県認定エコ・ステーション」や、「とやまエコ・ストア制度」に登録している団体や民間事業者の取り組みを推奨していく。	○	○		R4	R8		資源物の回収拠点の拡充					
事業所における推進	115	排出事業者への指導・啓蒙	排出事業者への減量指導体制の強化に引き続き取り組む。今後は「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の義務づけについて検討する。	○	○		R4	R8		排出事業者への指導・啓蒙					
	116	事業系ごみの処理手数料の見直し	搬入量にkg単価を乗じる従量制により課金し、有料化を行っている。今後はこの制度を継続するとともに、実際に要する処理・処分費用に応じて、処理手数料の料金体制等を適宜見直す。	○	○		R4	R8		事業系ごみの処理手数料の見直し					
	117	「とやまエコ・ストア」協力店登録制度の活用と市民への周知	富山県では、エコライフの一層の定着・拡大を図るため「とやまエコ・ストア」制度を創設した。今後は、本制度の活用を小売店等に働きかけるとともに、協力店を市民に広く周知する。	○	○		R4	R8		「とやまエコ・ストア」協力店登録制度の活用と市民への周知					
	118	補助金制度等による経済的な支援	ごみの減量化及び資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、中小企業や各種団体への補助金交付制度等を継続する。また、資源化に係る環境整備について調査・研究する。	○	○		R4	R8		補助金制度等による経済的な支援					
す業処理も変更に係るもの	21	分別排出ルール等の見直し(分別統一)	基本的設備改良に伴い、施設の効率的な運営を図るため、分別排出ルール(焼却対象物)や収集方式、収集頻度等の見直しを行い、砺波地域内での分別統一を図る。	○	○	○	R4	R8		分別排出ルール等の見直し(分別統一)					
	22	浄化槽設置の推進	下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進める。	○	○		R4	R8		浄化槽設置の推進					
備処に理施設するもの	1	最終処分場整備事業	現有施設の最終処分場が令和7年度末に埋立終了となる見通しであるため、新たな最終処分場の整備事業を実施する。			○	R5	R7	○	最終処分場整備事業					
	2	浄化槽設置整備事業	し尿と生活雑排水(台所、洗濯、風呂などの排水)をあわせて処理する合併処理浄化槽(個人設置型)の設置費用に対して補助することで、生活排水改善の促進を図る。	○			R4	R8	○	浄化槽設置整備事業					
計画施設整備に係るもの	31	1の計画支援 [生活環境影響調査事業]	最終処分場を設置することによる周辺環境へ及ぼす影響の調査を行う。			○	R4	R4	○	生活環境影響調査					
	32	1の計画支援 [実施設計(詳細設計)]	最終処分場の工事発注に必要な実施設計書を作成するための実施図面及び積算等の設計を行う。			○	R4	R4	○	実施設計					
その他	41	廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓蒙	家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき、適切な回収・再商品化がなされるよう、引き続き、回収方法の普及啓蒙を行う。	○	○		R4	R8		廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓蒙					
	42	不法投棄防止対策の推進 監視体制の整備	「全国ごみ不法投棄監視ネットワーク」への参画の他、「パトロール」や自主的監視の啓蒙、カメラの設置等、監視体制の強化を図っている。有料化に付随する問題のため、今後も引き続き、厳正で適切な対策を推進する。	○	○		R4	R8		不法投棄防止対策の推進・監視体制の整備					
	43	災害時の廃棄物処理に関する事項	「地域防災計画」内で想定されている災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行えるような体制を整備するとともに、平常時から関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制を整備する。また、「災害廃棄物処理計画」の策定について検討する。	○	○		R4	R8		災害時の廃棄物処理に関する事項					

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	砺波広域圏事務組合		
(2) 施設名称	新最終処分場(仮称)		
(3) 工期	令和5年度 ~ 令和7年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 20,000㎡	埋立面積 4,750㎡	埋立容量 45,000㎡
(5) 処分場開始年度 及び終了年度	埋立開始	令和8年度	
	埋立終了	令和22年度	
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	廃棄物の適正処理		
(8) 廃焼却施設解体工事の 有無	有	⊖	

(12) 事業計画額	4,500,000千円 (工事費 4,320,000千円、施工監理費 180,000千円)
------------	--

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	砺波市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	河川の水質の汚濁防止と生活環境の改善を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助する。
(4) 事業期間	令和4年度～令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	第3-(1)-ア-(ウ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 110,250千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (725人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基（人分）			
6～7人槽	250基（725人分）	110,250千円	125,000千円	110,250千円
8～10人槽	基（人分）			
11～20人槽	基（人分）			
21～30人槽	基（人分）			
31～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	250基（725人分）	110,250千円	125,000千円	110,250千円

備考）「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	砺波広域圏事務組合	
(2) 事業目的	最終処分場整備事業に関する調査・設計	
(3) 事業名称	最終処分場整備事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	最終処分場整備事業(事業番号1)に係る実施設計(詳細設計)
(4) 事業期間	令和4年度 (令和3年度より継続)	令和4年度
(5) 事業概要	最終処分場を設置することによる周辺環境へ及ぼす影響の調査を行う。	最終処分場の工事発注に必要な実施設計書を作成するための実施図面及び積算等の設計を行う。
(6) 事業計画額	14,894千円	67,320千円